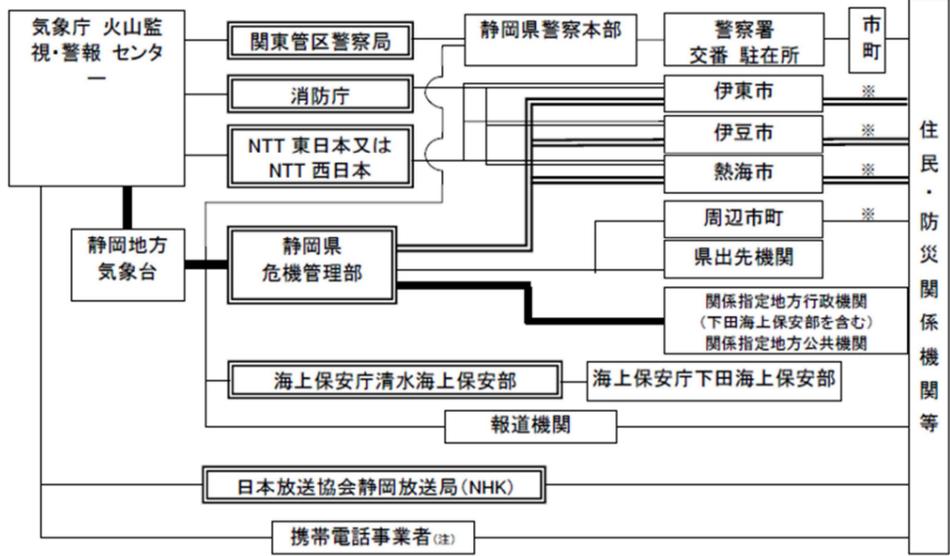
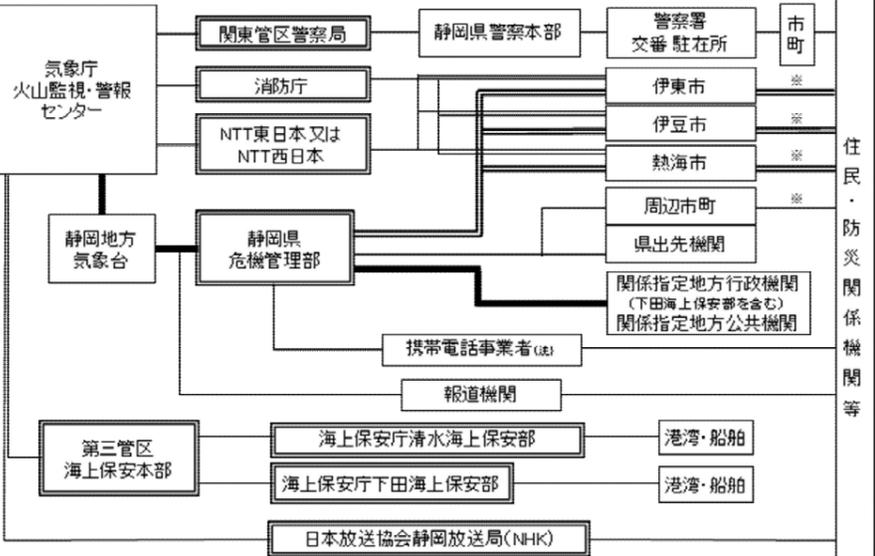


6 火山災害対策編

頁	旧	新	備考
15	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 (略)</p> <p>第 2 章 災害予防計画 (平常時対策)</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>(1) 防災思想の普及の基本方針</p> <p>火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、熱海市、伊豆市を <u>はじめ</u>、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。</p> <p>また、<u>伊豆半島ジオパーク推進協議会</u>と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 噴火警報・噴火予報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 (略)</p> <p>第 2 章 災害予防計画 (平常時対策)</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>(1) 防災思想の普及の基本方針</p> <p><u>県は</u>、火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、熱海市、伊豆市と <u>連携し</u>、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。</p> <p>また、<u>一般社団法人美しい伊豆創造センター</u>と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 噴火警報・噴火予報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編</p>
21	 <p>(注) 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>(略)</p>	 <p>(注) 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>(略)</p>	<p>気象庁防災情報提供システム送達経路見直しに伴う変更 活火山法第 5 条第 1 項第 1 号。</p>
29	<p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成 24 年 6 月に設置した。</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会 (以下「協議会」という。)」を設置した。</p>	<p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成 24 年 6 月に設置した。</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会 (以下「協議会」という。)」を設置した。</p>	<p>令和 5 年 3 月の第 13 回富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画検討委員会 最終報告が承認され、富士山火山避難基本計画に改称の上、改定されたため</p>

頁	旧	新	備考															
	<p>富士山の火山活動に伴う<u>避難</u>は、協議会が策定した「富士山火山<u>広域避難計画</u>（平成 27 年 3 月）」（以下、「<u>広域避難計画</u>」という。）により実施する。<u>関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</u></p> <p><u>なお、協議会では令和 3 年 3 月に富士山ハザードマップを改定したことから（下表参照）、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和 4 年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ（平成 16 年版）及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。</u></p> <p><u>平成 16 年版ハザードマップと改定版ハザードマップの比較（抜粋）</u></p> <table border="1" data-bbox="192 655 1252 1360"> <thead> <tr> <th>改定項目</th> <th>平成 16 年版ハザードマップ</th> <th>改定版ハザードマップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定の対象とする噴火年代</td> <td>約 3,200 年前～現在</td> <td>約 5,600 年前～現在</td> </tr> <tr> <td>想定火口範囲</td> <td>対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定（約 3,200 年前～現在）</td> <td>同左（約 5,600 年前～現在） ※新たに発見された火口も追加（主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大）</td> </tr> <tr> <td>想定する最大溶岩噴出物量（大規模噴火）</td> <td>宝永噴火の 7 億 m<sup>3</sup> ※貞観噴火も同規模と見込み</td> <td>貞観噴火の 13 億 m<sup>3</sup> ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加</td> </tr> <tr> <td>地形メッシュサイズ（シミュレーション条件）</td> <td>200mメッシュ（溶岩流）、50mメッシュ（火砕流・融雪泥流）</td> <td>20mメッシュ（各現象共通） ※より詳細な地形データを反映（溶岩流の傾向⇒H16 版より早く、遠方へ）</td> </tr> </tbody> </table>	改定項目	平成 16 年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ	想定の対象とする噴火年代	約 3,200 年前～現在	約 5,600 年前～現在	想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定（約 3,200 年前～現在）	同左（約 5,600 年前～現在） ※新たに発見された火口も追加（主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大）	想定する最大溶岩噴出物量（大規模噴火）	宝永噴火の 7 億 m <sup>3</sup> ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の 13 億 m <sup>3</sup> ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加	地形メッシュサイズ（シミュレーション条件）	200mメッシュ（溶岩流）、50mメッシュ（火砕流・融雪泥流）	20mメッシュ（各現象共通） ※より詳細な地形データを反映（溶岩流の傾向⇒H16 版より早く、遠方へ）	<p>富士山の噴火活動に伴う<u>防災対策</u>は、<u>協議会が令和 3 年 3 月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」</u>（以下、「<u>富士山ハザードマップ</u>」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和 5 年 3 月に策定した「富士山火山避難<u>基本計画</u>」（以下、「<u>避難基本計画</u>」という。）を基本として実施する。</p> <p><u>本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえた火山防災対策を定める。関係機関は、避難基本計画の他、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	
改定項目	平成 16 年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ																
想定の対象とする噴火年代	約 3,200 年前～現在	約 5,600 年前～現在																
想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定（約 3,200 年前～現在）	同左（約 5,600 年前～現在） ※新たに発見された火口も追加（主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大）																
想定する最大溶岩噴出物量（大規模噴火）	宝永噴火の 7 億 m <sup>3</sup> ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の 13 億 m <sup>3</sup> ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加																
地形メッシュサイズ（シミュレーション条件）	200mメッシュ（溶岩流）、50mメッシュ（火砕流・融雪泥流）	20mメッシュ（各現象共通） ※より詳細な地形データを反映（溶岩流の傾向⇒H16 版より早く、遠方へ）																
29	<p>第 1 節 想定</p> <p><u>広域避難計画</u>において前提とする火山現象の規模や範囲は、<u>国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年 6 月、同委員会）</u>で示されたハザードマップを基本とし、融雪型火山泥流、降灰及び小さな噴石については、<u>新たに実施されたシミュレーションの結果を踏まえて設定する。</u></p> <p>1 想定火口範囲</p> <p>(1) 約 <u>3,200</u> 年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺 1 km の範囲を噴火する可能性のある領域。</p> <p>(2) <u>火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域。</u></p> <p>2 予想される<u>火山</u>現象とその危険性</p>	<p>第 1 節 想定</p> <p><u>本計画</u>において前提とする噴火現象の規模や範囲は、<u>富士山ハザードマップ</u>を基本とする。</p> <p>1 想定火口範囲</p> <p>約 <u>5,600</u> 年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周囲 1 km の範囲に、<u>山頂から半径 4 km 以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。</u></p> <p>2 予想される<u>噴火</u>現象とその危険性</p>	富士山ハザードマップの改定に伴う修正															

6 火山災害対策編

頁	旧		新		備考
	現象	危険性等	現象	危険性等	
	噴石 (大きな噴石、小さな噴石)	<p>(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。</p> <p>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。</p> <p>(3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</p> <p>(4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</p> <p>(5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに<u>2.0</u>km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。</p>	<p>噴石 (大きな噴石、小さな噴石)</p> <p>(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。</p> <p>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。</p> <p>(3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</p> <p>(4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</p> <p>(5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに<u>20</u>km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。</p>		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	溶岩流	<p>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度が<u>時速3km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げるのが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。</u></p>	<p>溶岩流</p> <p>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度は<u>斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。</u></p>		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<p><u>※富士山火山防災対策協議会（令和4年3月）において承認された、富士山火山広域避難計画検討委員会 中間報告により、溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲が第3次避難対象エリアとなった。当該エリアの一般住民においては、噴火直後に必要な範囲のみ避難する方針となった。この方針は、広域避難計画改定後に反映する予定。</u></p>		<p><u>(削除)</u></p>		<p>今回改定における反映までの暫定的な記載</p>

頁	旧	新	備考																																														
3 1	<p>(略)</p> <p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="198 359 1219 1276"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>(キーワード) レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>4（高齢者等避難）</td> <td>(略)</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の<b>避難行動要支援者</b>の避難、住民の避難の準備等が必要。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）</td> <td>(略)</td> <td>2（火口周辺規制）</td> <td>(略)</td> <td>住民は通常的生活 火口周辺への立入規制等。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4（高齢者等避難）	(略)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の <b>避難行動要支援者</b> の避難、住民の避難の準備等が必要。	(略)	火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）	(略)	2（火口周辺規制）	(略)	住民は通常的生活 火口周辺への立入規制等。	(略)	<p>(略)</p> <p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1264 359 2285 1276"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>(キーワード) レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>4（高齢者等避難）</td> <td>(略)</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の<b>要配慮者</b>の避難、住民の避難の準備等が必要。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）</td> <td>(略)</td> <td>2（火口周辺規制）</td> <td>(略)</td> <td>住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4（高齢者等避難）	(略)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の <b>要配慮者</b> の避難、住民の避難の準備等が必要。	(略)	火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）	(略)	2（火口周辺規制）	(略)	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。	(略)	<p>令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴う表現の適正化及び誤記訂正</p>
名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																												
噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
	(略)	4（高齢者等避難）	(略)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の <b>避難行動要支援者</b> の避難、住民の避難の準備等が必要。	(略)																																												
火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）	(略)	2（火口周辺規制）	(略)	住民は通常的生活 火口周辺への立入規制等。	(略)																																												
名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																												
噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
	(略)	4（高齢者等避難）	(略)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の <b>要配慮者</b> の避難、住民の避難の準備等が必要。	(略)																																												
火口周辺警報 又は 噴火警報（火口周辺）	(略)	2（火口周辺規制）	(略)	住民は通常的生活。 火口周辺への立入規制等。	(略)																																												
3 4	<p>第3節 避難計画</p> <p>1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア</p> <p>この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、<u>国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や広域避難計画</u>で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアと<b>する</b>。</p>	<p>第3節 避難計画</p> <p>1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア</p> <p>この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、<u>本計画</u>で示す影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図6に示す。なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要な範囲を避難対象エリアと<b>し、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する</b>。</p> <p><u>また、避難基本計画における第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を、本計画においては第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則とする。</u></p>	<p>避難基本計画の改定に伴う修正。 富士山麓に多くの人口を抱えている静岡県の実情に応じた対応として、噴火から1時間で溶岩流が到達する範囲についても、第2次避難対象エリアと位置付ける。</p>																																														

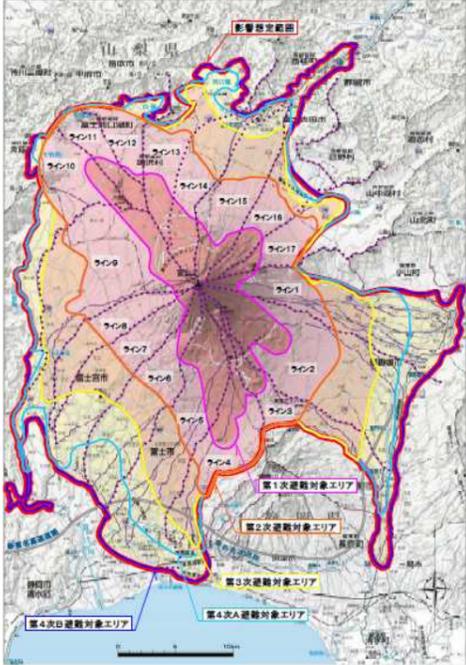
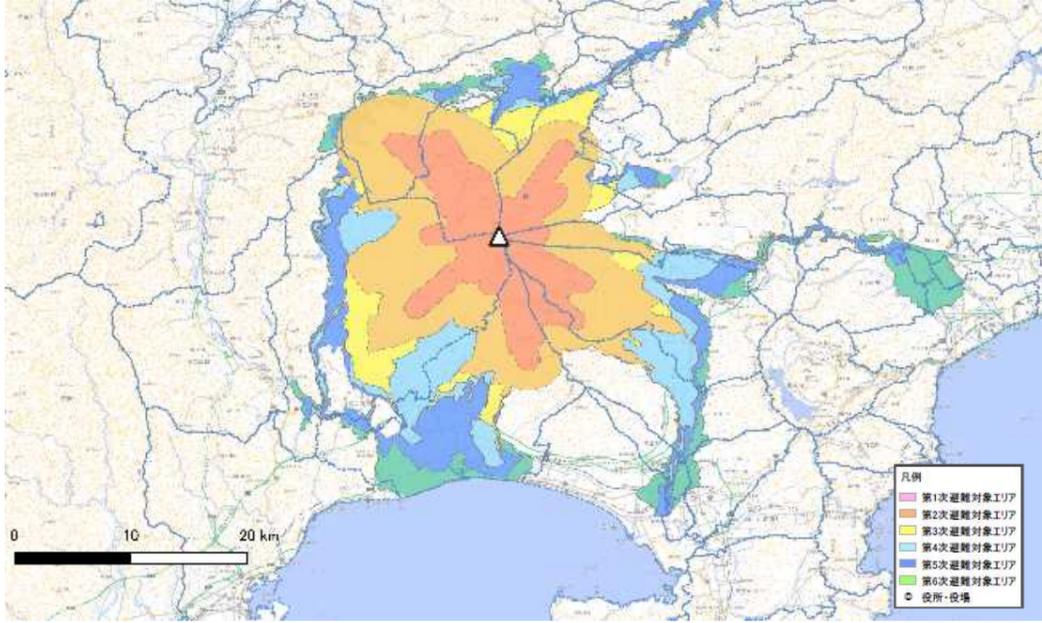
頁	旧	新	備考
	 <p>図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア</p>	<p>なお、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、各市町において避難対応等をさらに詳細に検討し、噴火前に避難を開始する範囲を拡大することは差し支えない。</p> <p>(参考 避難基本計画 2.37)</p> <p>噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（第3次避難対象エリア）のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。</p>  <p>図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア</p>	



図2 降灰の影響想定範囲

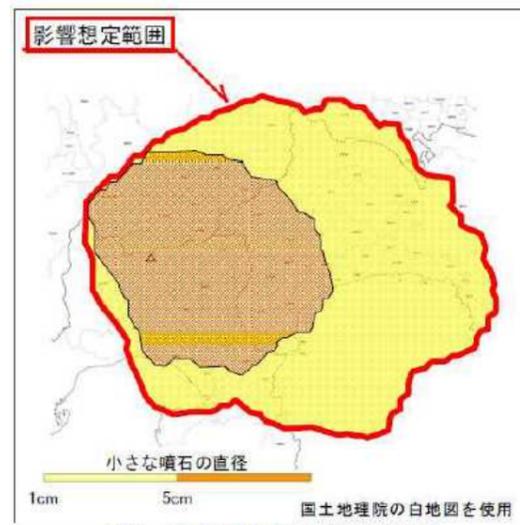


図3 小さな噴石の影響想定範囲

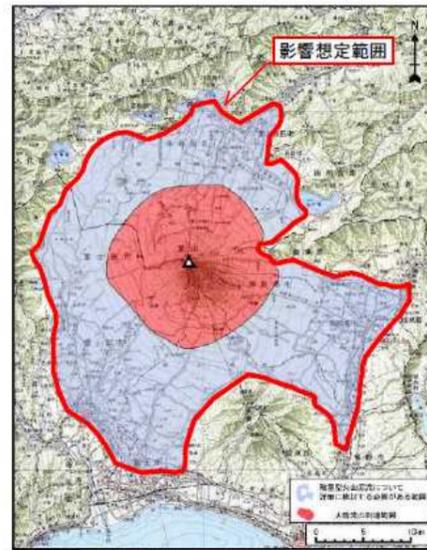


図4 融雪型火山泥流の影響想定範囲

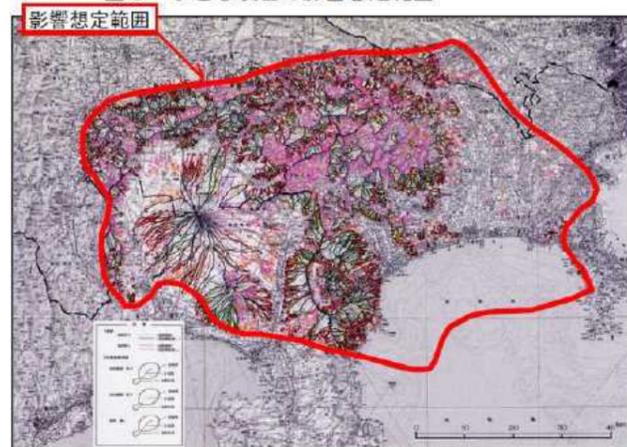


図5 降灰後土石流の影響想定範囲



図2 降灰の影響想定範囲

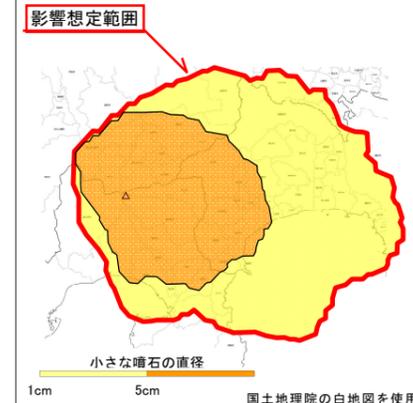


図3 小さな噴石の影響想定範囲

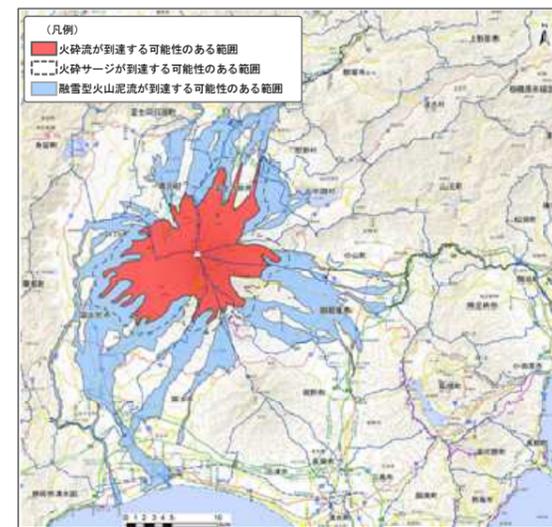


図4 融雪型火山泥流の可能性マップ

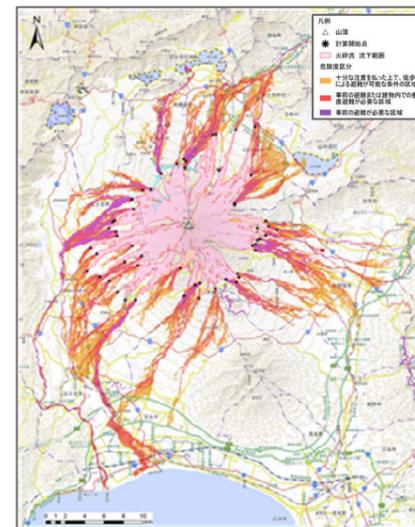


図5 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図(危険度区分)

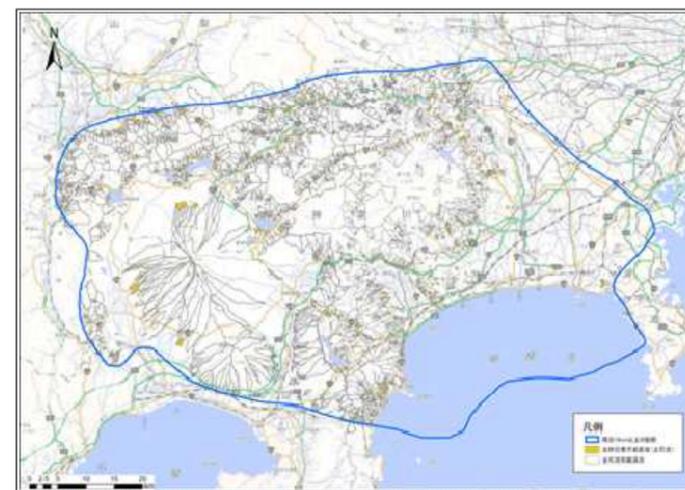


図6 降灰後土石流の可能性マップ

6 火山災害対策編

頁	旧	新	備考																																																																												
36	<p>広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流</td> <td>影響想定範囲※1</td> <td>可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)</td> </tr> <tr> <td>第1次避難対象エリア</td> <td>想定火口範囲</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア</td> <td>火砕流、大きな噴石、<u>溶岩流(3時間以内)到達範囲</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア</td> <td>溶岩流(<u>3時間-24時間</u>)到達範囲</td> </tr> <tr> <td>第4次A避難対象エリア</td> <td>溶岩流(<u>24時間-7日間</u>)到達範囲</td> </tr> <tr> <td>第4次B避難対象エリア</td> <td>溶岩流(<u>7日間-約40日間</u>)到達範囲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の<u>想定影響範囲</u>には、避難対象エリア外の部分もある。</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td><u>融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲(シミュレーション結果等により流下が想定される部分)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">降灰</td> <td>影響想定範囲</td> <td>降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※2※3※4</td> </tr> <tr> <td>屋内退避対象エリア</td> <td>降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※3</td> </tr> <tr> <td>な噴</td> <td>影響想定範囲</td> <td><u>1cm以上の小さな噴石</u>の降下が想定される範囲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降灰後土石流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の<u>想定影響範囲</u>には、避難対象エリア外の部分もある。</td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>土石流危険溪流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域</td> </tr> </tbody> </table>	火山現象	避難対象	説明	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲※1	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)	第1次避難対象エリア	想定火口範囲	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、 <u>溶岩流(3時間以内)到達範囲</u>	<u>(新設)</u>		第3次避難対象エリア	溶岩流( <u>3時間-24時間</u> )到達範囲	第4次A避難対象エリア	溶岩流( <u>24時間-7日間</u> )到達範囲	第4次B避難対象エリア	溶岩流( <u>7日間-約40日間</u> )到達範囲	融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の <u>想定影響範囲</u> には、避難対象エリア外の部分もある。	避難対象エリア	<u>融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲(シミュレーション結果等により流下が想定される部分)</u>	降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※2※3※4	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※3	な噴	影響想定範囲	<u>1cm以上の小さな噴石</u> の降下が想定される範囲	降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の <u>想定影響範囲</u> には、避難対象エリア外の部分もある。	避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域	<p>本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火現象</th> <th>避難対象</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 <u>(図1を参照)</u> (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)</td> </tr> <tr> <td>第1次避難対象エリア</td> <td>想定火口範囲</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア</td> <td>火砕流、大きな噴石、<u>溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲</u></td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア</td> <td><u>溶岩流(1時間-3時間以内)到達範囲</u></td> </tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア</td> <td>溶岩流(<u>3時間-24時間</u>)到達範囲</td> </tr> <tr> <td>第5次避難対象エリア</td> <td>溶岩流(<u>24時間-7日間</u>)到達範囲</td> </tr> <tr> <td>第6次避難対象エリア</td> <td><u>溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融雪型火山泥流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 <u>(図4を参照)</u> <u>(融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</u></td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td><u>融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">降灰</td> <td>影響想定範囲</td> <td>降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上) <u>(図2を参照)</u></td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3</td> </tr> <tr> <td>屋内退避対象エリア</td> <td>降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3</td> </tr> <tr> <td>小さな噴石</td> <td>影響想定範囲</td> <td><u>小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石</u>の降下が想定される範囲 <u>(図3を参照)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">降灰後土石流</td> <td>影響想定範囲</td> <td>可能性マップの示す範囲 <u>(図6を参照)</u> <u>(降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</u></td> </tr> <tr> <td>避難対象エリア</td> <td>土石流危険溪流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域</td> </tr> </tbody> </table>	噴火現象	避難対象	説明	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 <u>(図1を参照)</u> (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)	第1次避難対象エリア	想定火口範囲	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、 <u>溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲</u>	第3次避難対象エリア	<u>溶岩流(1時間-3時間以内)到達範囲</u>	第4次避難対象エリア	溶岩流( <u>3時間-24時間</u> )到達範囲	第5次避難対象エリア	溶岩流( <u>24時間-7日間</u> )到達範囲	第6次避難対象エリア	<u>溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲</u>	融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 <u>(図4を参照)</u> <u>(融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</u>	避難対象エリア	<u>融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1</u>	降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上) <u>(図2を参照)</u>	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3	小さな噴石	影響想定範囲	<u>小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石</u> の降下が想定される範囲 <u>(図3を参照)</u>	降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 <u>(図6を参照)</u> <u>(降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</u>	避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域	<p>避難基本計画の改定により、エリアの見直しとともに、旧広域避難計画における第2次避難対象エリアに相当する区分が、新・避難基本計画においては、第2次避難対象エリアと第3次避難対象エリアに分割された。</p>
火山現象	避難対象	説明																																																																													
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲※1	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)																																																																													
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲																																																																													
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、 <u>溶岩流(3時間以内)到達範囲</u>																																																																													
	<u>(新設)</u>																																																																														
	第3次避難対象エリア	溶岩流( <u>3時間-24時間</u> )到達範囲																																																																													
	第4次A避難対象エリア	溶岩流( <u>24時間-7日間</u> )到達範囲																																																																													
	第4次B避難対象エリア	溶岩流( <u>7日間-約40日間</u> )到達範囲																																																																													
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の <u>想定影響範囲</u> には、避難対象エリア外の部分もある。																																																																													
	避難対象エリア	<u>融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲(シミュレーション結果等により流下が想定される部分)</u>																																																																													
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)																																																																													
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※2※3※4																																																																													
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※3																																																																													
な噴	影響想定範囲	<u>1cm以上の小さな噴石</u> の降下が想定される範囲																																																																													
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の <u>想定影響範囲</u> には、避難対象エリア外の部分もある。																																																																													
	避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域																																																																													
噴火現象	避難対象	説明																																																																													
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 <u>(図1を参照)</u> (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)																																																																													
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲																																																																													
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、 <u>溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲</u>																																																																													
	第3次避難対象エリア	<u>溶岩流(1時間-3時間以内)到達範囲</u>																																																																													
	第4次避難対象エリア	溶岩流( <u>3時間-24時間</u> )到達範囲																																																																													
	第5次避難対象エリア	溶岩流( <u>24時間-7日間</u> )到達範囲																																																																													
	第6次避難対象エリア	<u>溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲</u>																																																																													
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 <u>(図4を参照)</u> <u>(融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</u>																																																																													
	避難対象エリア	<u>融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1</u>																																																																													
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上) <u>(図2を参照)</u>																																																																													
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3																																																																													
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3																																																																													
小さな噴石	影響想定範囲	<u>小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石</u> の降下が想定される範囲 <u>(図3を参照)</u>																																																																													
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 <u>(図6を参照)</u> <u>(降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)</u>																																																																													
	避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域																																																																													

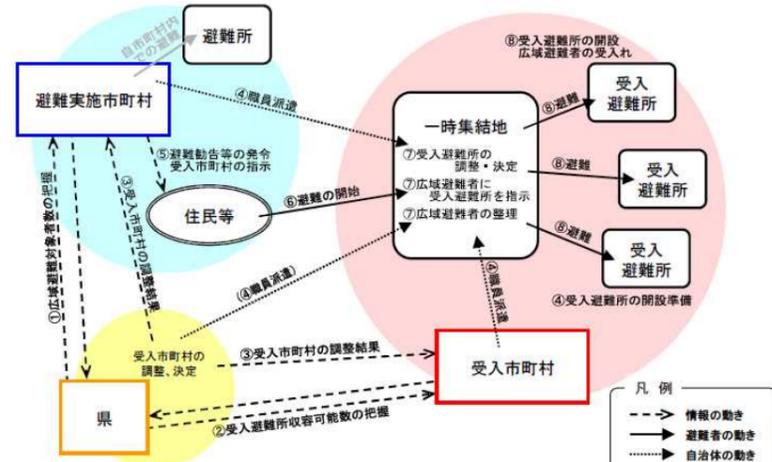
頁	旧	新	備考																																																																																																																																																																																										
37	<p>※1 避難対象エリアは、広域避難計画改定後に見直す予定。</p> <p>※2 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。</p> <p>※3 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。</p> <p>※4 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。</p> <p>2 段階的な避難 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。</p> <p>(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">噴火警戒レベル</th> <th colspan="5">溶岩流</th> </tr> <tr> <th colspan="2">火砕流、大きな噴石</th> <th colspan="3">火口形成</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次A 避難対象エリア</th> <th>第4次B 避難対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火前</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>3 (新設)</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>=</td> <td>—</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>4 (新設)</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始直後</td> <td>(新設)</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【全方位】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】</td> <td>=</td> </tr> </tbody> </table>	区分	噴火警戒レベル	溶岩流					火砕流、大きな噴石		火口形成			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	噴火前	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	3 (新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	=	—	=	=	4 (新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	=	噴火開始直後	(新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	=	<p>(削除)</p> <p>※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。</p> <p>※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。</p> <p>※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。</p> <p>2 段階的な避難 噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は第3章に記す。</p> <p>(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">噴火警戒レベル</th> <th rowspan="3">避難対象者 区分</th> <th colspan="6">溶岩流<sup>※1</sup></th> </tr> <tr> <th colspan="2">火砕流、大きな噴石 融雪型火山泥流（事前の避難が必要な区域）<sup>※2</sup></th> <th colspan="4">火口形成</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次 避難対象エリア</th> <th>第5次 避難対象エリア</th> <th>第6次 避難対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火前</td> <td>1 (臨時情報)</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>= = 下山・帰宅 (5合目以上)</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難準備 下山・帰宅</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難 下山・帰宅</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始直後</td> <td>5</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難 入山規制</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>= = 避難準備</td> <td>= = 避難準備</td> <td>= = 避難準備</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 【必要な範囲<sup>※5</sup>】 避難 入山規制</td> <td>= = 避難準備<sup>※6</sup></td> <td>= = 避難準備<sup>※6</sup></td> <td>= = 避難準備<sup>※6</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	溶岩流 <sup>※1</sup>						火砕流、大きな噴石 融雪型火山泥流（事前の避難が必要な区域） <sup>※2</sup>		火口形成				第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	= = 下山・帰宅 (5合目以上)	=	=	=	=	=	=	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=	噴火開始直後	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	= = 下山・帰宅	= = 避難準備	= = 避難準備	= = 避難準備	(新設)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲 <sup>※5</sup> 】 避難 入山規制	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	<p>避難基本計画の改定に伴う修正</p> <p>新旧対照表においては、列が分割されているが、地域防災計画の記載としては、次のとおり1つの表となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="6">溶岩流</th> <th rowspan="2">火口形成</th> <th rowspan="2">噴煙</th> <th rowspan="2">小波</th> <th rowspan="2">降灰</th> </tr> <tr> <th>第1次 避難対象エリア</th> <th>第2次 避難対象エリア</th> <th>第3次 避難対象エリア</th> <th>第4次 避難対象エリア</th> <th>第5次 避難対象エリア</th> <th>第6次 避難対象エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">噴火前</td> <td>1 (臨時情報)</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難準備 下山・帰宅 (5合目以上)</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難準備 下山・帰宅</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難 下山・帰宅</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火開始直後</td> <td>5</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難 入山規制</td> <td>= = 下山・帰宅</td> <td>= = 避難準備</td> <td>= = 避難準備</td> <td>= = 事前避難</td> <td>= = 事前避難</td> <td>= = 事前避難</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 【必要な範囲<sup>※5</sup>】 避難 入山規制</td> <td>= = 避難準備<sup>※6</sup></td> <td>= = 避難準備<sup>※6</sup></td> <td>= = 事前避難</td> <td>= = 事前避難</td> <td>= = 事前避難</td> </tr> </tbody> </table>	区分	噴火警戒レベル	溶岩流						火口形成	噴煙	小波	降灰	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難準備 下山・帰宅 (5合目以上)	=	=	=	=	=	=	=	=	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=	=	=	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=	=	=	噴火開始直後	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	= = 下山・帰宅	= = 避難準備	= = 避難準備	= = 事前避難	= = 事前避難	= = 事前避難	(新設)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲 <sup>※5</sup> 】 避難 入山規制	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 事前避難	= = 事前避難	= = 事前避難
区分	噴火警戒レベル			溶岩流																																																																																																																																																																																									
				火砕流、大きな噴石		火口形成																																																																																																																																																																																							
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア																																																																																																																																																																																							
噴火前	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																																																																																																																							
	3 (新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	=	—	=	=																																																																																																																																																																																							
	4 (新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	=																																																																																																																																																																																							
噴火開始直後	(新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要なライン】	=																																																																																																																																																																																							
	区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	溶岩流 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																																									
火砕流、大きな噴石 融雪型火山泥流（事前の避難が必要な区域） <sup>※2</sup>				火口形成																																																																																																																																																																																									
第1次 避難対象エリア				第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア																																																																																																																																																																																					
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	= = 下山・帰宅 (5合目以上)	=	=	=	=	=	=																																																																																																																																																																																				
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=																																																																																																																																																																																				
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=																																																																																																																																																																																				
噴火開始直後	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	= = 下山・帰宅	= = 避難準備	= = 避難準備	= = 避難準備																																																																																																																																																																																				
	(新設)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲 <sup>※5</sup> 】 避難 入山規制	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 避難準備 <sup>※6</sup>																																																																																																																																																																																				
区分	噴火警戒レベル	溶岩流						火口形成	噴煙	小波	降灰																																																																																																																																																																																		
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア																																																																																																																																																																																						
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難準備 下山・帰宅 (5合目以上)	=	=	=	=	=	=	=	=																																																																																																																																																																																		
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=	=	=																																																																																																																																																																																		
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	= = 下山・帰宅	=	=	=	=	=																																																																																																																																																																																		
噴火開始直後	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	= = 下山・帰宅	= = 避難準備	= = 避難準備	= = 事前避難	= = 事前避難	= = 事前避難																																																																																																																																																																																		
	(新設)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲 <sup>※5</sup> 】 避難 入山規制	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 避難準備 <sup>※6</sup>	= = 事前避難	= = 事前避難	= = 事前避難																																																																																																																																																																																		

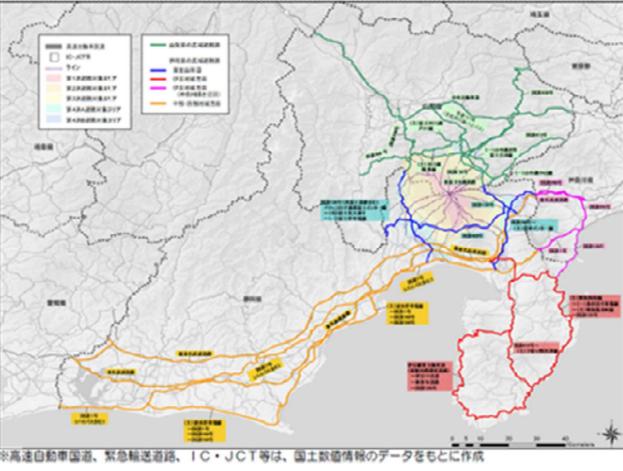
頁	旧							新							備考
区分	噴火警戒レベル	(新設)	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流	区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流 <sup>※1</sup>	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エ リア	避難対象エ リア	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エ リア				避難対象エリア <sup>※2</sup>	避難対象エリア <sup>※3</sup>	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エリア <sup>※4</sup>
噴火前	設 新	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	=	=	=	=	=	=
		3	(新設)	=	—	—	—	—	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—
		4	(新設)	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備		—	—	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	—	—	—	—
		5	(新設)	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	—	—	—	—
		噴火開始直後	(新設)	避難 避難 避難・入山規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 避難準備 避難準備		屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	噴火開始直後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備

—：避難行動の対象外

—：避難行動の対象外

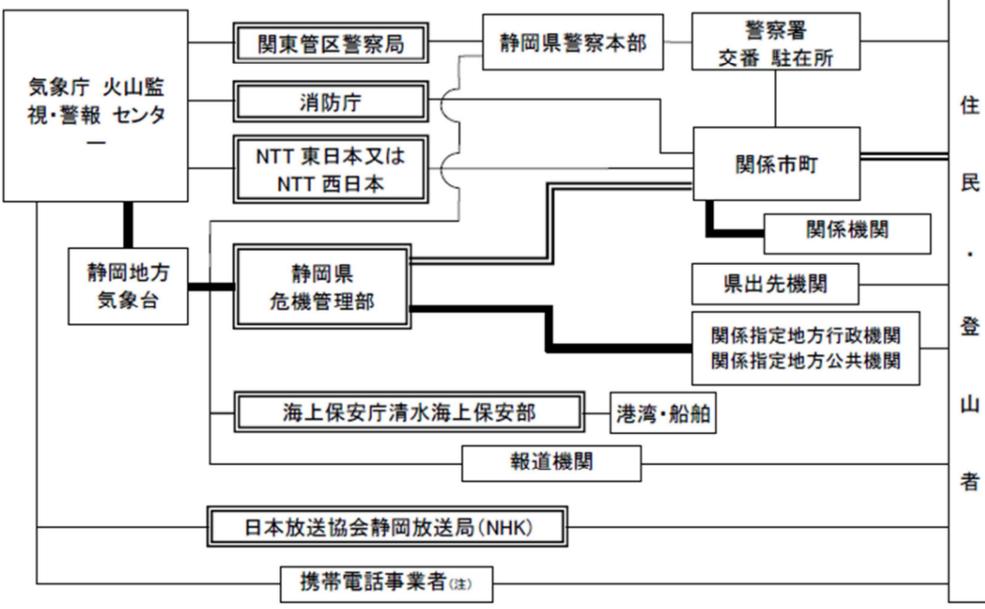
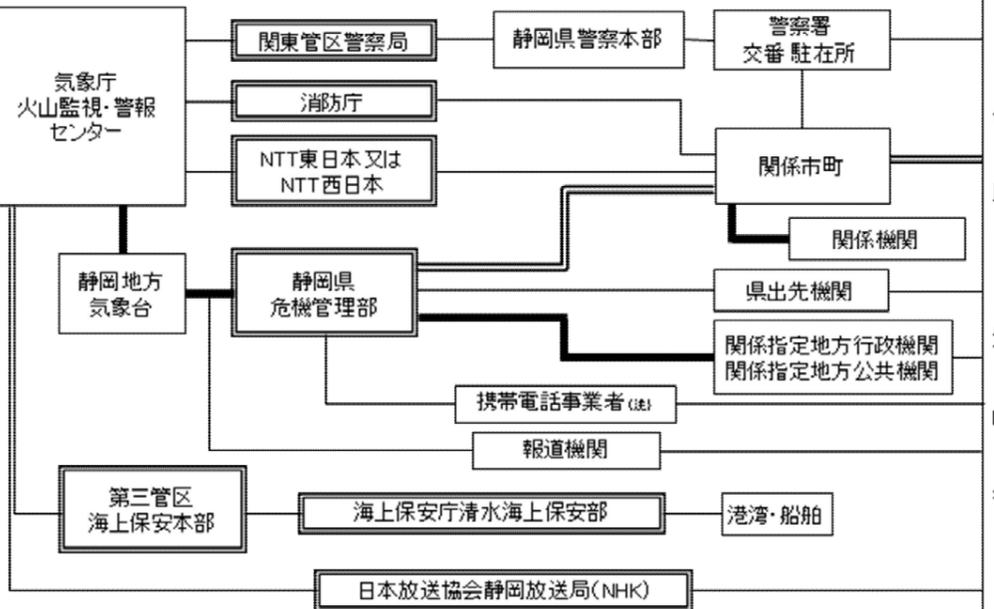
頁	旧	新	備考																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>(2) 噴火開始後の現象発生別の避難</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(新設)</td> <td colspan="6">溶岩流</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第1次 避難対象エリア</td> <td>第2次 避難対象エリア</td> <td>第3次 避難対象エリア</td> <td>第4次A 避難対象エリア</td> <td>第4次B 避難対象エリア</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>現象の発生</td> <td>(新設)</td> <td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※A</td> <td>※A</td> <td>※B</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td>(新設)</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】</td> <td>避難 二 二 【対象ライン】</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>降灰</td> <td>小さな噴石</td> <td>降灰後 土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>避難対象エ リア</td> <td>屋内退避 対象エリア</td> <td>影響想定範 囲</td> </tr> <tr> <td>現象の発生</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の 降下の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">降灰シミュレーション(気象庁作成)の 範囲等を参考に設定</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>屋内退避 屋内退避 屋内退避</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> </tr> </table>	区分	(新設)	溶岩流									第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	(新設)	現象の発生	(新設)	溶岩流の流下の場合											※A	※A	※B	(新設)	噴火開始後	(新設)	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 二 二 【対象ライン】	区分	(新設)	(新設)	降灰	小さな噴石	降灰後 土石流				避難対象エ リア	屋内退避 対象エリア	影響想定範 囲	現象の発生	(新設)		火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合				降灰シミュレーション(気象庁作成)の 範囲等を参考に設定		屋内退避 屋内退避 屋内退避	噴火開始後	(新設)	(新設)	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)	<p>(2) 噴火状況判明後の避難</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>避難対象者 区分</td> <td colspan="6">溶岩流</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第1次 避難対象エリア</td> <td>第2次 避難対象エリア</td> <td>第3次 避難対象エリア</td> <td>第4次 避難対象エリア</td> <td>第5次 避難対象エリア</td> <td>第6次 避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※7</td> <td>※7</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>噴火状況判明後</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難準備 避難 入山規制</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>【必要な範囲※9】</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>避難対象者 区分</td> <td>融雪型 火山泥流</td> <td>降灰</td> <td>小さな噴石</td> <td>降灰後 土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難対象エリア※2</td> <td>避難対象エリア※1</td> <td>屋内退避 対象エリア</td> <td>影響想定 範囲</td> </tr> <tr> <td>現象の発生</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の 降下の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土石流の危険が ある場合</td> </tr> <tr> <td>噴火状況判明後</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>(事前避難) (事前避難) (事前避難)</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>屋内避難 屋内避難 屋内避難</td> <td>屋内避難 屋内避難 屋内避難</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> <td></td> <td></td> <td>避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難</td> </tr> </table>	区分	避難対象者 区分	溶岩流								第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア			溶岩流の流下の場合											※7	※7	※8	噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制					【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	区分	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後 土石流			避難対象エリア※2	避難対象エリア※1	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	現象の発生			火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合						土石流の危険が ある場合	噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難			避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)			避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難	<p>新旧対照表においては、列が分割されているが、地域防災計画の記載としては、次のとおり1つの表となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>避難対象者</td> <td colspan="6">溶岩流</td> <td>融雪型火山泥流</td> <td>降灰</td> <td>小さな噴石</td> <td>降灰後土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第1次 避難対象エリア</td> <td>第2次 避難対象エリア</td> <td>第3次 避難対象エリア</td> <td>第4次 避難対象エリア</td> <td>第5次 避難対象エリア</td> <td>第6次 避難対象エリア</td> <td>避難対象エリア※2</td> <td>避難対象エリア※1</td> <td>影響想定範囲</td> <td>避難対象エリア※1</td> </tr> <tr> <td>現象の発生</td> <td></td> <td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td> <td></td> <td colspan="2">火山灰の降下の場合</td> <td>小さな噴石の降下の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土石流の危険がある場合</td> </tr> <tr> <td>噴火状況判明後</td> <td>一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>避難 避難 入山規制</td> <td>(事前避難) (事前避難) (事前避難)</td> <td>避難 避難 避難</td> <td>屋内避難 屋内避難 屋内避難</td> <td>屋内避難 屋内避難 屋内避難</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>【必要な範囲※9】</td> <td>避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)</td> <td></td> <td></td> <td>避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難</td> </tr> </table>	区分	避難対象者	溶岩流						融雪型火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後土石流			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	避難対象エリア※2	避難対象エリア※1	影響想定範囲	避難対象エリア※1	現象の発生		溶岩流の流下の場合							火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合												土石流の危険がある場合	噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難					【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)			避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難
区分	(新設)	溶岩流																																																																																																																																																																																																																																					
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	(新設)																																																																																																																																																																																																																																
現象の発生	(新設)	溶岩流の流下の場合																																																																																																																																																																																																																																					
				※A	※A	※B	(新設)																																																																																																																																																																																																																																
噴火開始後	(新設)	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象ライン】	避難 二 二 【対象ライン】																																																																																																																																																																																																																																
区分	(新設)	(新設)	降灰	小さな噴石	降灰後 土石流																																																																																																																																																																																																																																		
			避難対象エ リア	屋内退避 対象エリア	影響想定範 囲																																																																																																																																																																																																																																		
現象の発生	(新設)		火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合																																																																																																																																																																																																																																		
			降灰シミュレーション(気象庁作成)の 範囲等を参考に設定		屋内退避 屋内退避 屋内退避																																																																																																																																																																																																																																		
噴火開始後	(新設)	(新設)	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)																																																																																																																																																																																																																																		
区分	避難対象者 区分	溶岩流																																																																																																																																																																																																																																					
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア																																																																																																																																																																																																																																
		溶岩流の流下の場合																																																																																																																																																																																																																																					
					※7	※7	※8																																																																																																																																																																																																																																
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制																																																																																																																																																																																																																																
				【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】																																																																																																																																																																																																																																
区分	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後 土石流																																																																																																																																																																																																																																		
		避難対象エリア※2	避難対象エリア※1	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲																																																																																																																																																																																																																																		
現象の発生			火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合																																																																																																																																																																																																																																		
					土石流の危険が ある場合																																																																																																																																																																																																																																		
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難																																																																																																																																																																																																																																		
		避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)			避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難																																																																																																																																																																																																																																		
区分	避難対象者	溶岩流						融雪型火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後土石流																																																																																																																																																																																																																												
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	避難対象エリア※2	避難対象エリア※1	影響想定範囲	避難対象エリア※1																																																																																																																																																																																																																												
現象の発生		溶岩流の流下の場合							火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合																																																																																																																																																																																																																												
											土石流の危険がある場合																																																																																																																																																																																																																												
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難																																																																																																																																																																																																																												
				【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	【必要な範囲※9】	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)			避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難																																																																																																																																																																																																																												
	<p>* A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合。 * B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合</p>	<p>※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。 ※2 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域。 ※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。 ※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。 ※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲(第3章第2節第4項を参照)。 ※6 必要に応じて避難準備。 ※7 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。 ※8 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。</p>																																																																																																																																																																																																																																					

頁	旧	新	備考
38	<p><u>3 広域避難者の受入れに係る基本事項</u></p> <p><u>溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては市町外への広域避難となる。</u></p> <p><u>広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町を決定し、次に受入市町が避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。</u></p> <p><u>広域避難者は、原則として、避難実施市町から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図6）。詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。</u></p> <p><u>なお、広域避難者は県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</u></p>  <p><u>図6 広域避難の受け入れ調整フロー図</u></p> <p><u>4 広域避難路の指定</u></p> <p><u>協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。</u></p> <p><u>避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。</u></p>	<p><u>※9 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。</u></p> <p><u>(削除（第3章に移動）)</u></p> <p><u>(削除（第3章に移動）)</u></p>	

頁	旧	新	備考												
4 1	 <p>図7 広域避難路</p> <p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）</p>	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 787 418 835">実施主体</th> <th data-bbox="418 787 1252 835">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 835 418 1665">避難実施市町</td> <td data-bbox="418 835 1252 1665"> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発（略）</li> <li>町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築（略）</li> <li>観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>町内会等ごとに避難対象者のリスト化（略）</li> <li>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）（略）</li> <li>広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</li> <li>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）（略）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1665 418 1707">受入市町</td> <td data-bbox="418 1665 1252 1707">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発（略）</li> <li>町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築（略）</li> <li>観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>町内会等ごとに避難対象者のリスト化（略）</li> <li>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）（略）</li> <li>広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</li> <li>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）（略）</li> </ul>	受入市町	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1252 787 1478 835">実施主体</th> <th data-bbox="1478 787 2312 835">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1252 835 1478 1665">避難実施市町</td> <td data-bbox="1478 835 2312 1665"> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発（略）</li> <li>自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築（略）</li> <li>観光客・登山者への避難基本計画、市町避難計画等の周知</li> <li>警察、道路管理者への避難基本計画、市町避難計画等の周知</li> <li>自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化（略）</li> <li>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市町避難計画等の策定）（略）</li> <li>避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画等の策定）</li> <li>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市町避難計画等の策定）（略）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1252 1665 1478 1707">受入市町</td> <td data-bbox="1478 1665 2312 1707">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発（略）</li> <li>自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築（略）</li> <li>観光客・登山者への避難基本計画、市町避難計画等の周知</li> <li>警察、道路管理者への避難基本計画、市町避難計画等の周知</li> <li>自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化（略）</li> <li>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市町避難計画等の策定）（略）</li> <li>避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画等の策定）</li> <li>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市町避難計画等の策定）（略）</li> </ul>	受入市町	（略）	避難基本計画の改定に伴う修正等
実施主体	内容														
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発（略）</li> <li>町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築（略）</li> <li>観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>町内会等ごとに避難対象者のリスト化（略）</li> <li>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）（略）</li> <li>広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</li> <li>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）（略）</li> </ul>														
受入市町	（略）														
実施主体	内容														
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発（略）</li> <li>自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築（略）</li> <li>観光客・登山者への避難基本計画、市町避難計画等の周知</li> <li>警察、道路管理者への避難基本計画、市町避難計画等の周知</li> <li>自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化（略）</li> <li>避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市町避難計画等の策定）（略）</li> <li>避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画等の策定）</li> <li>輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市町避難計画等の策定）（略）</li> </ul>														
受入市町	（略）														

頁	旧		新		備考
	<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・<u>広域避難計画</u>の周知</li> <li>・山小屋組合等への<u>広域避難計画</u>の周知</li> <li>・警察、道路管理者への<u>広域避難計画</u>の周知</li> <li>・鉄道事業者への<u>広域避難計画</u>の周知</li> <li>・観光客・登山者への<u>広域避難計画</u>の周知</li> </ul>	<p>(略)</p>	<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・<u>避難基本計画及び本計画</u>の周知</li> <li>・山小屋組合等への<u>避難基本計画及び本計画</u>の周知</li> <li>・警察、道路管理者への<u>避難基本計画及び本計画</u>の周知</li> <li>・鉄道事業者への<u>避難基本計画及び本計画</u>の周知</li> <li>・観光客・登山者への<u>避難基本計画及び本計画</u>の周知</li> </ul>	<p>(略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>広域避難計画への</u>広域避難路の設定</li> </ul>	(略)	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難路の設定</li> </ul>	
44	<p>(略)</p> <p>第3節 市町避難計画の策定</p> <p>(1) 避難実施市町は、<u>広域避難計画</u>に定める事項を基に、あらかじめ市町避難計画を策定する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		<p>(略)</p> <p>第3節 市町避難計画の策定</p> <p>(1) 避難実施市町は、<u>避難基本計画及び本計画</u>に定める事項を基に、あらかじめ市町避難計画を策定する。</p> <p>(略)</p> <p><u>第4節 市町が定める避難場所、避難所及び避難経路</u></p> <p><u>(1)避難場所及び避難所</u></p> <p><u>避難実施市町は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定にあたっては、事前の避難が必要な区域（本計画における第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア）の外とする。</u></li> <li>・<u>その他の避難対象エリア内で指定した場合は、開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。</u></li> <li>・<u>融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。</u></li> </ul> <p><u>(2)避難経路</u></p> <p><u>市町は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し地域の実情に応じた避難経路を指定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。</u></li> <li>・<u>溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。</u></li> </ul>		<p>避難基本計画の改定に伴う修正。活火山法第5条第1項第2号。</p>

頁	旧	新	備考																				
4 5	<p>第4節 避難促進施設 (略)</p> <p>第5節 予防教育及び研修・訓練の実施 1 啓発活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難実施市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設等</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</u></li> <li><u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></li> <li>市町と協力して、<u>ハザードマップ</u>を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>広域避難計画及び市町避難計画</u>を周知するための啓発資料を作成する。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p>	実施主体	内容	避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設等</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</u></li> <li><u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></li> <li>市町と協力して、<u>ハザードマップ</u>を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>	(略)	(略)	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>広域避難計画及び市町避難計画</u>を周知するための啓発資料を作成する。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><u>・降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。</u></p> <p><u>・交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。</u></p> <p>第5節 避難促進施設 (略)</p> <p>第6節 予防教育及び研修・訓練の実施 1 啓発活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難実施市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や<u>一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織及び観光客等に対し、</u>火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、市町避難計画等</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と協力して、<u>又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等</u>を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、本計画</u>の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、本計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設等</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協議会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>避難基本計画等</u>を周知するための啓発資料を作成する。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p>	実施主体	内容	避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や<u>一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織及び観光客等に対し、</u>火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、市町避難計画等</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>	県	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と協力して、<u>又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等</u>を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、本計画</u>の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、本計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設等</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>	(略)	(略)	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>避難基本計画等</u>を周知するための啓発資料を作成する。</li> </ul> <p>(略)</p>	
実施主体	内容																						
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設等</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>																						
県	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</u></li> <li><u>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</u></li> <li>市町と協力して、<u>ハザードマップ</u>を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>富士山火山広域避難計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>																						
(略)	(略)																						
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>広域避難計画及び市町避難計画</u>を周知するための啓発資料を作成する。</li> </ul> <p>(略)</p>																						
実施主体	内容																						
避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や<u>一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織及び観光客等に対し、</u>火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、市町避難計画等</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>																						
県	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と協力して、<u>又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等</u>を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、本計画</u>の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、<u>避難基本計画、本計画</u>の周知を図る。</li> <li><u>観光施設等</u>におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>																						
(略)	(略)																						
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>避難基本計画等</u>を周知するための啓発資料を作成する。</li> </ul> <p>(略)</p>																						

頁	旧	新	備考
<p>48</p> <p>第2節 避難指示</p> <p>1 避難指示の発令</p> <p>噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、避難実施市町は、<u>広域避難計画</u>及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。</p> <p>噴火警報（噴火警戒レベル）等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>避難実施市町の長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権</p>	 <p><u>（新設）</u></p> <p>（注）緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>（略）</p>	 <p><u>この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づき情報が気象庁から、県及び関係市町に対して随時提供される。県は情報提供の手段等について、事前に気象庁と調整を行う。</u></p> <p>（注）緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>（略）</p> <p>第2節 避難指示等</p> <p>1 避難指示の発令</p> <p>噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、避難実施市町は、<u>避難基本計画</u>及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。</p> <p>噴火警報（噴火警戒レベル）等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>避難実施市町の長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第63条に基づき</u>、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる<u>ことができる</u>。市町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配</p>	<p>気象庁防災情報提供システム送達経路見直しに伴う変更 活火山法第5条第1項第1号。</p> <p>避難基本計画の改定に伴う修正。活火山法第5条第1項第2号。</p> <p>法にあわせた記載に修正。</p>

頁	旧	新	備考						
49	<p>(居住・移転の自由)に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。</p> <p>避難実施市町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。</p> <p>警戒区域設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の設定は<u>避難対象エリア単位を基本とする。</u></li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>噴火後</u>は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</li> <li>警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。</li> <li>小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>3 登山の自粛・入山規制</u> <u>(新設(第4項から移動))</u></p> <p><u>(1)登山の自粛等</u> 県・市町・関係機関は、協議会が策定した「<u>火山の状況に関する解説情報(臨時)</u>」による防災対応に関する申合せ書により、五合目以上の登山の自粛の呼び掛けや五合目より下の注意喚起を実施する。</p> <p>(2)入山規制</p>	<p>慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。</p> <p>避難実施市町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。</p> <p>警戒区域設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の設定は<u>本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。</u></li> <li><u>噴火開始前は、第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。</u></li> <li><u>噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</u></li> <li><u>噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</li> <li>警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町長が設定する。</li> <li>小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><u>3 観光客・登山者への対応</u> <u>避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入城した手段によることとする。</u></p> <p><u>観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。</u></p> <p><u>(1)観光客・登山者等への避難支援</u> <u>「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。</u> <u>噴火警戒レベルが3～5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>観光客・登山者等への避難支援 実施基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1308 1656 2258 1837"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 1656 1659 1696">実施時期</th> <th data-bbox="1659 1656 2258 1696">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1308 1696 1659 1766"><u>噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))</u></td> <td data-bbox="1659 1696 2258 1766"><u>五合目から上の登山者について下山指示</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1766 1659 1837"><u>噴火警戒レベル3</u></td> <td data-bbox="1659 1766 2258 1837"><u>帰宅の呼びかけ(第4次避難対象エリアから内側)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)入山規制</p>	実施時期	対応	<u>噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))</u>	<u>五合目から上の登山者について下山指示</u>	<u>噴火警戒レベル3</u>	<u>帰宅の呼びかけ(第4次避難対象エリアから内側)</u>	<p>富士山噴火時避難ルートマップ(避難基本計画 3.79)</p>
実施時期	対応								
<u>噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))</u>	<u>五合目から上の登山者について下山指示</u>								
<u>噴火警戒レベル3</u>	<u>帰宅の呼びかけ(第4次避難対象エリアから内側)</u>								

頁	旧	新	備考																												
50	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="371 220 1062 472"> <thead> <tr> <th colspan="2">入山規制の実施基準</th> </tr> <tr> <th>実施時期</th> <th>入山規制エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td>第1次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル4</td> <td>第2次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル5</u></td> <td><u>第3次避難対象エリア</u></td> </tr> <tr> <td>噴火開始直後</td> <td><u>第4次A避難対象エリア</u></td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td><u>第4次B避難対象エリア</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※入山規制の実施基準は、広域避難計画改定後に見直す予定。</p> <p><u>4 住民等の避難</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(1)溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、円滑に避難することができない住民については、輸送車両（バス、トラック等）による輸送を行う。</u></p> <p><u>(2)避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町の受入避難所を基本とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。</u> <u>(新設)</u></p>	入山規制の実施基準		実施時期	入山規制エリア	噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア	<u>噴火警戒レベル5</u>	<u>第3次避難対象エリア</u>	噴火開始直後	<u>第4次A避難対象エリア</u>	噴火開始後	<u>第4次B避難対象エリア</u>	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1320 220 2240 472"> <thead> <tr> <th colspan="2">入山規制の実施基準</th> </tr> <tr> <th>実施時期</th> <th>入山規制エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベル3</td> <td>第1次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベル4</td> <td>第2次避難対象エリア</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>噴火開始直後</td> <td><u>第3次避難対象エリア（必要な範囲）</u></td> </tr> <tr> <td>噴火開始後</td> <td><u>溶岩流の流下先等の必要なエリア</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 一般住民の段階的な避難等</u> <u>噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。</u> <u>市町の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。</u></p> <p><u>(1)避難指示の範囲の検討</u> <u>必要な避難の範囲を検討するにあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。</u> <u>溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。</u></p> <p><u>(2)噴火前の避難</u> <u>第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア、また冬期はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。</u></p> <p><u>(3)噴火前の自主的な分散避難</u> <u>噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市町は、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。</u> <u>この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。</u> <u>(削除（第3項に移動）)</u></p> <p><u>(4)噴火開始直後における溶岩流からの避難</u> <u>噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする（図7）。</u></p>	入山規制の実施基準		実施時期	入山規制エリア	噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	噴火開始直後	<u>第3次避難対象エリア（必要な範囲）</u>	噴火開始後	<u>溶岩流の流下先等の必要なエリア</u>	<p>地域のスリム化（避難基本計画 2.17）</p>
入山規制の実施基準																															
実施時期	入山規制エリア																														
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア																														
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア																														
<u>噴火警戒レベル5</u>	<u>第3次避難対象エリア</u>																														
噴火開始直後	<u>第4次A避難対象エリア</u>																														
噴火開始後	<u>第4次B避難対象エリア</u>																														
入山規制の実施基準																															
実施時期	入山規制エリア																														
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア																														
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア																														
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																														
噴火開始直後	<u>第3次避難対象エリア（必要な範囲）</u>																														
噴火開始後	<u>溶岩流の流下先等の必要なエリア</u>																														

頁

旧

新

備考

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後に発表される噴火警報の「警戒が必要な範囲」について、溶岩流による影響範囲を即座に特定することが困難なことも想定される。そのため、火口位置や噴火状況を基に、ある程度幅広な「警戒が必要な範囲」が示されることを想定し、県及び市町村は、「想定火口範囲のどのあたりから噴火したら、溶岩流がどの地域に流下するか」を溶岩流ドリルマップ等に基づいて、必要な避難の範囲について地域防災計画等の中で予め検討しておき、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保する必要がある。

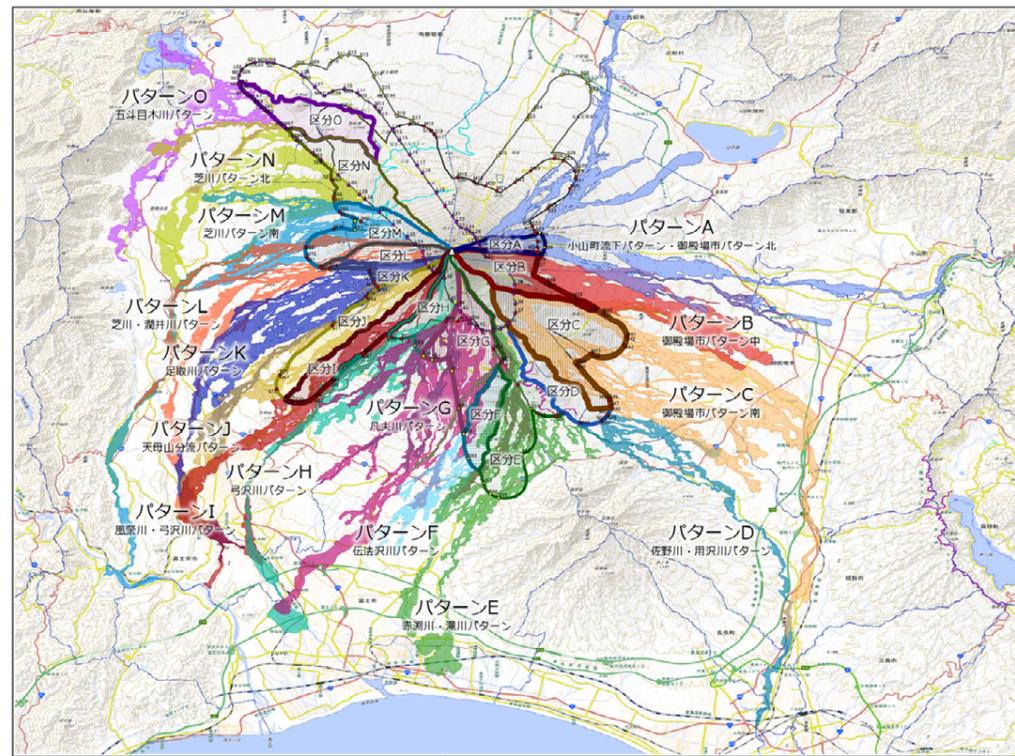


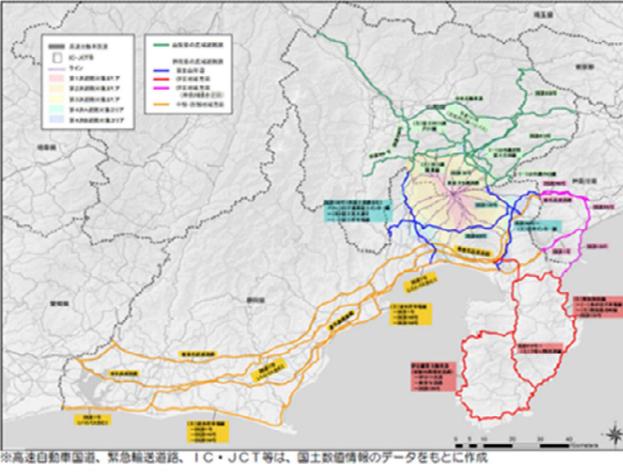
図7 溶岩流の流下パターン<sup>※1</sup>及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図<sup>※2</sup>

※1 流下範囲は24時間以内に到達する可能性のある範囲

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで示された範囲の全てが影響するわけではない。

頁	旧	新	備考												
	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。</u></p> <p><u>(4) 避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討</u>  <u>避難対象エリアごとに、次のとおり検討する。なお、噴火の状況により自市町内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は第8項に示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。</u></li> <li>・ <u>第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ（斜面の向き）に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所（一時集結地）に原則、徒歩で避難。</u></li> <li>・ <u>それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難。</u></li> <li>・ <u>円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難。</u></li> </ul> <p><u>(削除（第5項へ移動）)</u></p> <p><u>(6) その他</u>  <u>避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。</u></p> <p><u>5 避難行動要支援者の避難</u></p> <p><u>(1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。</u></p> <p><u>(2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」（富士山火山防災協議会 令和5年3月）に基づいて市町が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。</u></p> <p><u>(3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>避難行動要支援者等の避難開始基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1299 1549 2273 1906"> <thead> <tr> <th><u>実施時期</u></th> <th><u>避難対象エリア</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>噴火警戒レベル3</u></td> <td><u>第1次避難対象エリア（全方位）</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル4</u></td> <td><u>第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火警戒レベル5（噴火前）</u></td> <td><u>第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火開始直後</u></td> <td><u>第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）</u></td> </tr> <tr> <td><u>噴火状況判明後</u></td> <td><u>溶岩流の流下が見込まれる範囲</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>実施時期</u>	<u>避難対象エリア</u>	<u>噴火警戒レベル3</u>	<u>第1次避難対象エリア（全方位）</u>	<u>噴火警戒レベル4</u>	<u>第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）</u>	<u>噴火警戒レベル5（噴火前）</u>	<u>第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）</u>	<u>噴火開始直後</u>	<u>第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）</u>	<u>噴火状況判明後</u>	<u>溶岩流の流下が見込まれる範囲</u>	
<u>実施時期</u>	<u>避難対象エリア</u>														
<u>噴火警戒レベル3</u>	<u>第1次避難対象エリア（全方位）</u>														
<u>噴火警戒レベル4</u>	<u>第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）</u>														
<u>噴火警戒レベル5（噴火前）</u>	<u>第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）</u>														
<u>噴火開始直後</u>	<u>第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）</u>														
<u>噴火状況判明後</u>	<u>溶岩流の流下が見込まれる範囲</u>														

頁	旧	新	備考
	<p>5 救出救助 (略)</p> <p>6 一時帰宅の実施 (略)</p> <p><u>(新設 (第1章から移動))</u></p>	<p>6 救出救助 (略)</p> <p>7 一時帰宅の実施 (略)</p> <p><u>8 広域避難</u></p> <p><u>(1) 広域避難の調整と実施</u></p> <p><u>溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入が困難である場合は、市町外への広域避難となる。</u></p> <p><u>県は避難実施市町と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。</u></p> <p><u>県及び受入市町は避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。</u></p> <p><u>広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地 (避難場所等) へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、避難実施市町以外にさらなる中継地を設けることも検討する (図8)。</u></p> <p><u>なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。</u></p> <div data-bbox="1305 1176 2255 1764"> <p>噴火直後は最も短時間で離脱できる手段により移動</p> <p>避難実施市町村</p> <p>①避難指示の発令</p> <p>一時集結地 (避難場所等) 徒歩等により集結し、行政が手配する車両で避難所へ移動</p> <p>住民等</p> <p>②避難の開始 渋滞抑制のため、一般住民は、原則として徒歩で移動</p> <p>③避難の拡大 (広域一時滞在) 可能な限り避難車両台数を抑制</p> <p>一時集結地 (広域避難)</p> <p>避難所</p> <p>受入市町村</p> <p>噴火直後はある程度幅広に避難指示を出す必要が想定されるが、噴火状況の判明後は、リアルタイムハザードマップ等により避難指示対象の絞りこみが可能となる。</p> </div> <p><u>図8 広域避難の実施概念図</u></p> <p><u>(2) 広域避難路の指定</u></p> <p><u>協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区</u></p>	<p>避難基本計画の改定に伴う修正。 活火山法第5条第1項第3号。</p>

頁	旧	新	備考																																
	<p>(略)</p> <p>第4節 交通規制</p> <p>(略)</p>	<p><u>間を広域避難路として指定している(図9)。</u></p> <p><u>避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。</u></p>  <p>図9 広域避難路</p> <p>(略)</p> <p>第4節 交通規制</p> <p>(略)</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>交通規制対応</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警戒レベル3以降</td> <td rowspan="2">— (必要に応じて)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始にともなう交通規制</li> <li>広域避難者(車両)の交通誘導(新規)</li> </ul> </td> <td>警察</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul> </td> <td>NEXCO 中日本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火発生後</td> <td rowspan="2">避難指示が発令された地域を含む区間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul> </td> <td>警察</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul> </td> <td>NEXCO 中日本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p>(略)</p>	実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者	噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始にともなう交通規制</li> <li>広域避難者(車両)の交通誘導(新規)</li> </ul>	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本	噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul>	NEXCO 中日本	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>交通規制対応</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警戒レベル3以降</td> <td rowspan="2">— (必要に応じて)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導</li> <li>影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> </ul> </td> <td>警察</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul> </td> <td>NEXCO 中日本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火発生後</td> <td rowspan="2">避難指示が発令された地域を含む区間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul> </td> <td>警察</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下や降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul> </td> <td>NEXCO 中日本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p>(略)</p>	実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者	噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導</li> <li>影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> </ul>	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本	噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下や降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul>	NEXCO 中日本	<p>避難基本計画 3.91</p>
実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者																																
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始にともなう交通規制</li> <li>広域避難者(車両)の交通誘導(新規)</li> </ul>	警察																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本																																
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul>	NEXCO 中日本																																
実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者																																
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導</li> <li>影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> </ul>	警察																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本																																
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下や降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul>	NEXCO 中日本																																

頁	旧	新	備考
	<p>3 鉄道の運行規制</p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施に<u>当</u>たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p><u>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。</u></p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、<u>広域避難計画</u>に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。</p> <p>また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。</p> <p><u>溶岩流等</u>の影響想定範囲に係る鉄道路線<u>及び区間</u>は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線</li> <li>・<u>富士急行</u>（株）：富士急行線</li> <li>・岳南電車（株）：岳南鉄道線</li> </ul> <p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略)</p>	<p>3 鉄道の運行規制</p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施に<u>あ</u>たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、<u>避難基本計画</u>に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。</p> <p>また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。</p> <p><u>溶岩流</u>の影響想定範囲に係る鉄道路線は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線</li> <li>・<u>富士山麓電気鉄道</u>（株）：富士急行線</li> <li>・岳南電車（株）：岳南鉄道線</li> <li>・<u>伊豆箱根鉄道(株)：駿豆線、大雄山線</u></li> <li>・<u>小田急電鉄(株)：小田急小田原線</u></li> <li>・<u>東日本旅客鉄道（株）：中央本線</u></li> </ul> <p>(略)</p>	